

1 中小企業者

資本金の額（出資の総額）または常時使用する従業員（常用雇用者とそれに準ずる臨時雇用者）数のいずれかが下表に該当する個人、会社（士業法人含む。）、医業を主たる事業とする法人、NPO法人

業種分類	資本金 (出資の総額)	従業員数
■下欄以外の業種（製造業、建設業、不動産業等） ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■医業を主たる事業とする法人（従業員数のみ）	3億円以下	300人以下
■ゴム製品製造業（自動車・航空機用タイヤ、チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く。）		900人以下
■卸売業	1億円以下	100人以下
■小売業	5千万円以下	50人以下
■サービス業 ■個人の診療所（従業員数のみ）		100人以下
■旅館業		200人以下

2 組合等

中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等